

# 令和4年度 事業報告書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

一般社団法人 全日本文具協会

## I 実施事業

一般社団法人全日本文具協会は、令和4年度において、定款第4条（事業）及び令和4年度事業計画に基づき、以下のとおり事業を実施した。

### 〔1〕 文具に関する調査研究及び情報提供事業（定款第4条第1項、第2項、第5項事業）

#### 1. 環境表示に関する調査研究及び情報提供

##### （1）グリーン購入法に関する調査研究及び情報提供

循環型社会形成推進基本法の個別法として、平成13年4月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が施行され、同法に基づく「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」における「国等が重点的に調達すべき物品（特定調達物品）」として、文具類48品目が定められた。その後、年ごとに品目の追加・整理が行われ、現在の85品目まで拡大されてきた。

当協会は、特定調達品目の調達と普及をはかることを目的として、平成15年2月より、文具類に関する基本方針の改正に協力するとともに、国・地方等の物品調達担当者が文具類を調達する際の指針として、特定調達品目の解釈・範囲を判りやすく解説した「グリーン購入法（文具類）の手引」を毎年2月に発行している。

#### ① グリーン購入法の判断の基準（文具類）の見直しに関する協力

令和4年度は、環境省から提案があった、グリーン購入法における文具類の判断の基準（文具類）の見直しについて、当協会環境安全委員各社の意見・要望を調査し環境省に提出するとともに、環境省との意見交換等を通じて基準の見直しに協力した。主な見直しの内容は次のとおりである。

○文具類共通：大部分の材料が金属類（金属類が製品全体重量の95%以上）の製品について、新たに共通の判断の基準（リデュース設計、使用後の分解・分別）を設定（経過措置有）した（金属類100%の製品を含む。）。

また文具類共通の配慮事項に、「定量的環境情報（CFP・LCAの国際規格準拠）が開示されていること」を設定した。

○粘着テープ（布粘着）：品目名称を「布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む）」に変更するとともに、バイオマスプラスチックに係る判断の基準を設定した。

○ノート：塗工されている印刷用紙の判断の基準の見直しに伴う修正した。

◇総合評価値を80から70に引き下げるとともに、最低古紙パルプ配合率を60%から40%に変更する見直し（3年間の時限措置）。

② グリーン購入法（文具類）の手引（第20版）の作成と配布

グリーン購入法の判断の基準の改正に伴い、「グリーン購入法（文具類）の手引」を改訂し、第20版として当協会ホームページに公開した。また、手引のURLが環境省のホームページ「グリーン購入法.net」に掲載されるとともに、環境省が主催する「グリーン購入法基本方針説明会（8回開催）」で周知された。

[https://www.zenbunkyo.jp/green/pdf/green\\_2023.pdf](https://www.zenbunkyo.jp/green/pdf/green_2023.pdf)

③ グリーン購入法特定調達品目の市場形成状況に関する調査への協力

環境省が実施する、令和3年度（2021年度）におけるグリーン購入法特定調達物品（文具類）等の市場状況及び環境負荷低減効果に関する調査に協力した（巻末【別表1】【別表2】【別表3】参照）。

(2) エコマーク認定基準に関する調査研究及び情報提供

日本環境協会によるエコマーク認定基準「No.112 文具・事務用品」の部分改定に協力した。主な改定の内容は次のとおりである。

○4-1-1 省資源と資源循環：金属類が製品全体質量の95%以上の製品について、新たに原材料の使用量の削減および部品等の軽量化・減量化が図られるように製品の設計がなされていることを基準設定した（金属類100%の製品を含まない。）。

○別表1 文具・事務用品対象表：粘着テープ（布粘着）にプラスチック製クロステープを含むこととし、品目名称を「布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む）」に変更した。

【参考：文具・事務用品のエコマーク認定ライセンス数（2022年12月末日現在）】

	2022年	2021年	2020年	2019年	2018年
文具・事務用品の認定ライセンス数	694	691	694	688	651
商品累計全体の認定ライセンス総数	4,715	4,336	4,110	5,350	5,148
文具・事務用品が全体に占める割合（%）	14.7	15.9	16.9	12.9	12.6

(3) カーボンフットプリント制度に関する調査研究及び情報提供

当協会が策定に協力した、カーボンフットプリントに関する「文具・事務用品」の製品カテゴリールール（PCR）を当協会ホームページに公開し、文具・事務用品製造事業者等の参考に供するとともに、文具製品におけるCO2排出量の簡易的算定方法について検討した（詳細は2.（3）参照）。

2. SDGs（持続可能な開発目標）に関する調査研究

当協会は、令和元年7月に、社会におけるSDGsへの関心の高まりの中、新たにSDGs研究委員会を設置し、当協会におけるSDGs対応基本方針及び行動指針を策定するとともに、会員

のための勉強会の開催及び文具業界における具体的に取り組むべき課題について研究を重ねてきた。

令和4年度には、取り組むべき課題を特定するとともに、課題解決に向けた行動を推進するため、委員会の名称をSDGs推進委員会に変更し、委員会内に課題ごとのワーキンググループ（WG）を設置し、以下のとおり調査及び研究を行った。

#### （1）CO2排出量の算定に関する調査研究

わが国では、温室効果ガスの排出を抑制するために、地球温暖化対策の推進に関する法律において、温室効果ガスを多量に排出する事業者には、排出量の算定と報告を義務付けられており、そのため、事業者はCO2の排出量を算定、把握し、排出抑制対策を立案し、実行することが必要とされている。

当WGでは、会員企業のCO2排出量の算定を促進するために、サプライチェーンにおけるCO2排出量のうち、自社に関係するCO2直接排出量（Scope1排出量）及びエネルギー起源間接排出量（Scope2排出量）の簡易的な算定方法について調査研究を行い、令和5年3月に「CO2排出量（Scope1・2）簡易算定マニュアル」の策定を完了した。

今後、会員各社への開示方法等について検討する。

#### （2）容器包装のプラスチック削減に関する調査研究

令和元年5月に国が策定したプラスチック資源循環戦略において、令和12年（2030年）までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制することが掲げられた。

当WGでは、特にワンウェイとなるプラスチック包装のプラスチックの廃棄量削減を目的として、参加各社の包装プラスチック削減に関する課題を共有するとともに、文具・事務用品の包装におけるプラスチック使用量削減や包装資材の紙化に向けたコスト面、流通との協調及び行政との連携等の課題解決に関する調査研究を行っている。

##### ○環境に配慮した包装に関する勉強会

日 時：令和4年8月26日（金）14時

講 師：大内 宣広 氏（ザ・パック株式会社）

##### ○バイオプラスチックに関する勉強会

日 時：令和4年9月22日（木）14時

講 師：吉川 泰弘 氏（経済産業省資源循環経済課 総括補佐）

##### ○紙に関する勉強会

日 時：令和4年12月16日（金）14時

講 師：浅野 力 氏・齊藤 葉 氏（大王製紙株式会社）

##### ○流通との意見交換会

日 時：令和5年2月21日（火）14時

参加者：イオン株式会社、日本生活協同組合連合会

協 力：グリーン購入ネットワーク

### (3) 文具製品のCO2排出量算定に関する調査研究

わが国では、カーボンニュートラルを実現するためには、個々の企業の取組のみならず、サプライチェーン全体での温室効果ガスの排出削減を進めていくことが重要であり、排出削減を推進するためには、脱炭素・低炭素製品（グリーン製品）が選択されるような市場を創り出していくことを目指している。経済産業省は、その基盤として製品単位の排出量（カーボンフットプリント；CFP）を見える化する仕組みが不可欠であるとして、令和5年3月に「カーボンフットプリントガイドライン」を策定し公表したところである。

当WGでは、文具製品におけるCO2排出量の簡易的な算定方法について、国の「カーボンフットプリントガイドライン」との整合をはかりながら、またカーボンフットプリントの国際規格であるISO14067への準拠について検討しながら策定を進めている。

#### ○LCA plus（算定アプリ）に関する勉強会

日 時：令和4年9月29日（木）14時

講 師：長谷川 明彦 氏（三井物産株式会社）

#### ○カーボンフットプリントの算定・検証等に関する勉強会

日 時：令和4年12月2日（金）15時30分

講 師：増野 圭輔 氏（経済産業省環境経済室 係長）

### (4) サステナブル関連情報の共有

SDGs推進委員会において、下記のサステナブル関連情報を共有した。

○委員企業（17社）におけるSDGsの推進状況

○責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン

○有価証券報告書へのサステナビリティ情報開示の義務化

○グリーン購入法の判断の基準（文具類）の見直し内容

### 3. プラスチック資源循環促進法への対応

わが国政府は、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講ずるため、令和4年4月1日、「プラスチックに係る資源循環の促進等に係る法律（プラスチック資源循環促進法）」を施行し、また同法に基づき、これまで環境配慮の設計に率先的に取り組んできたプラスチック使用製品製造事業者等の取組を適切に反映しながら、プラスチック使用製品製造事業者等によるプラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るためのプラスチック使用製品の設計に係る取組を更に加速させ、種々の環境問題の同時解決を図っていくこと目的として、プラスチック使用製品製造事業者等が講ずべき措置に関する指針が定められた。

当協会は、同法及び設計指針に関する調査を実施するとともに、プラスチックを使用する文具・事務用品の3R+Renewableの促進をはかるため、以下の事業を実施した。

#### (1) プラスチック使用「文具・事務用品」設計ガイドラインの策定と公表

プラスチック資源循環促進法に基づき告示されたプラスチック使用製品設計指針（正式名：プラスチック使用製品製造事業者等が講ずべき措置に関する指針）では、あらゆるプラスチック使用製品の製造事業者等が設計するプラスチック使用製品の構造及び材料について、取り組むべき事項及び配慮すべき事項が定められ、プラスチック使用製品製造事業者等には、業界団体等における製品分野ごとのガイドラインの策定と当該ガイドライン等を遵守するよう努めることを推奨している。

当協会は、プラスチック使用製品設計指針に基づき、また経済産業省ならびに環境省のご指導、ならびに日本環境協会エコマーク事務局の協力のもと、令和3年10月から『プラスチック使用「文具・事務用品」設計ガイドライン』の策定を開始し、令和4年4月の会員各社へのパブリックコメントを経て、令和4年6月にガイドラインの策定を完了した。

本ガイドラインは、令和4年7月にホームページに公表するとともに、業界関係者向けのガイドライン説明会を開催した（詳細は〔2〕1.参照）。

<https://www.zenbunkyo.jp/pdf/plastic-guide.pdf>

#### (2) プラスチック使用製品設計認定基準の原案作成と国への提出

プラスチック資源循環促進法では、プラスチック使用製品設計指針に適合した環境配慮設計を主務大臣が認定する制度を設けており、製品分野ごとに設計認定に係る適合基準（認定基準）を定めることを推奨している。

当協会は、経済産業省資源循環経済課からのプラスチックを使用した文具・事務用品の環境配慮設計に関する認定基準（大臣認定基準）の原案を品目ごとに作成する旨の要請を受け、プラスチック使用量と市場規模が比較的大きいクリアーホルダー、クリアーファイル、バインダー及びテープのりの4品目について認定基準の原案を作成することとし、令和4年7月に着手し、経済産業省資源循環経済課及び環境省リサイクル推進室と基準内容等についての調整をはかりながら原案の作成を進め、令和5年2月に当協会の担当部会（プラスチック使用製品設計認定基準原案作成部会）において、クリアーホルダー、クリアーファイル及びバインダーの3品目の認定基準案について合意した後、令和5年3月に3品目の認定基準の原案を国に提出した。なお、テープのりについては、基準の内容及び構成を見直すため先送りすることとした。

今後は、経済産業省資源循環経済課の認定申請書類の様式作成に協力するとともに、テープのりを含めた他の品目（筆記具関連を除く）の認定基準の原案作成を進めていく。

### 4. 文具製品の安全性向上に関する調査研究及び情報提供

#### (1) シュレッダの安全性確保のための情報提供

シュレッダによる傷害事故（平成18年）、可燃性スプレーによるシュレッダの発火事故（平成21年）を受けて、当協会は、（一社）ビジネス機械・情報システム産業協会と事故情報及び安全対策等に関する情報を共有するとともに、両団体共同で策定した「シュレッダ可動部の安全に関するガイドライン」及び「シュレッダへの可燃性スプレー使用に関

する注意事項」を当協会のホームページに掲載し、シュレッダを製造販売する会員及びシュレッダを使用する消費者に対し、注意喚起を行うとともに安全性確保のための周知に努めた。 [https://www.zenbunkyo.jp/pdf/shredder\\_jikoboushi.pdf](https://www.zenbunkyo.jp/pdf/shredder_jikoboushi.pdf)

(2) シュレッダ可動部の安全に関するガイドラインの改訂及び公表

当協会とビジネス機械・情報システム産業協会は、経済産業省製品安全課の指導のもと、電気用品安全法及び同法施行規則の改正に伴い、令和3年5月から「シュレッダ可動部の安全に関するガイドライン（第2版）」の改訂に取り組み、令和4年8月に改訂作業を完了し、「シュレッダ可動部の安全に関するガイドライン（第3版）」としてホームページに公表した。 [https://www.zenbunkyo.jp/pdf/shredder\\_guideline-v3.pdf](https://www.zenbunkyo.jp/pdf/shredder_guideline-v3.pdf)

(3) 警告表示マーク使用に関する覚書の締結

当協会とビジネス機械・情報システム産業協会は、新たに「シュレッダ可動部の安全に関するガイドライン（第3版）」に追記した警告表示マークについて、著作権等の帰属を明確にするとともに、両団体の関係者が警告表示マークを円滑に利用できるための「覚書」を交わし、互いに無償にて再許諾権付使用許諾を与えることを取り決めた。

5. 文具の知的財産権擁護に関する調査研究及び情報提供

(1) 第31回知的財産権3団体交流会

全日本文具協会、日本玩具協会及び日本時計協会により、知的財産権に関する交流会を開催し、知的財産権に関する情報交換を行った（幹事団体：日本玩具協会）。

開催日時 令和4年11月10日（木）15時～17時30分

開催方法 オンライン開催

内 容 ○講演会

演題：株式会社メルカリにおける模倣品対策について

講師：上野 英和 氏（株式会社メルカリ マネージャー・弁理士）

○各団体からの活動報告

・日本時計協会「デザイン保護と改造品について」

・全日本文具協会「コロナ禍におけるECサイトの現状と権利侵害に関する調査結果」

・日本玩具協会「おもちゃの知的財産権セミナー」  
「NFT画像対応事例」

参加者 67人（文具41人、玩具16人、時計10人）

(2) コロナ禍におけるECサイトの現状と権利侵害に関する調査

知的財産権委員会の委員企業を対象に、コロナ禍における文具・事務用品に関連するECサイトの現状と権利侵害に関するアンケート調査を実施した。

期間：令和4年10月11日～26日

〔2〕文具に関する研修会及びセミナー等の開催事業（定款第4条第3項、第5項事業）

文具業界におけるさまざまな課題に対応するために、専門分野の講師を招聘して、以下のとおりセミナーを3回開催するとともに、東京文具工業連盟と講演会事業において相互に協力を行った。

1. プラスチック使用「文具・事務用品」設計ガイドライン説明会

開催日時 令和4年7月26日（火）14時～16時

開催方法 オンライン開催

テーマ 第1部 プラスチック資源循環促進法の環境配慮設計について

第2部 プラ使用「文具・事務用品」設計ガイドラインについて

講師 第1部 吉川 泰弘 氏（経済産業省資源循環経済課 総括補佐）

第2部 添田 修一 氏（プラ使用製品設計ガイドライン策定部会長）

受講者数 330人

2. インボイス制度説明会（東京文具工業連盟と共催）

開催日時 令和5年2月9日（木）15時～16時20分

開催方法 オンライン開催

テーマ インボイス制度実施に向けての確認事項解説

講師 村田 淳浩 氏（財務省主税局 税制第二課税制専門官）

受講者数 88人

3. 知的財産権セミナー（日本筆記具工業会と共催）

開催日時 令和5年3月17日（金）15時～17時

開催方法 オンライン開催

テーマ 商標に関する炎上とその考察

講師 黒川 朋也 氏（創英国際特許法律事務所 副所長・弁理士）

受講者数 147人

4. 東京文具工業連盟との講演会事業相互協力

講演会相互協力により、東京文具工業連盟主催のセミナー等に当協会会員が参加した。

○SDGsの導入と実践セミナー（受講者114人）

日時：令和4年6月20日（月）

講師：青柳 仁士 氏（一般社団法人SDGsアントレプレナーズ 代表理事）

○メタバースマーケティングセミナー（受講者31人）

日時：令和4年10月19日（水）

講師：三木 康司 氏（株式会社enmonno 代表取締役）

○アイデア発想法セミナー（受講者86人）

日時：令和5年2月16日（木）

講師：大竹 裕幸 氏（株式会社スカイワード経営研究所 代表取締役）

○カラー戦略術セミナー（受講者135人）

日時：令和5年3月23日（木）

講師：南 涼子 氏（一般社団法人日本ユニバーサルカラー協会 代表理事）

〔3〕 文具に関する国際見本市の開催事業（定款第4条第4項、第5項事業）

1. 第33回 国際文具・紙製品展（ISOT2022）への特別後援

会 期 令和4年7月6日（水）～8日（金）3日間

会 場 東京ビッグサイト 東展示棟

主 催 R X J a p a n（株）

特別後援 （一社）全日本文具協会

来 場 者 35,285人（3日間合計）

〔4〕 内外関係機関等との交流及び協力（定款第4条第2項、第5項、第6項事業）

1. 関係官庁との協力及び交流

（1）環境省による「環境配慮設計等の調査検討業務に係るヒアリング調査」に協力した。

（2）特許庁による「商品・サービス国際分類表に関する意見取り」に協力した。

（3）国際知的財産保護フォーラムに参加した。

（4）東京都による「業種別動向調査及び団体概要調査」に協力した。

2. その他関係機関との協力及び交流

（1）日本データ交換機構の運営に協力した。

（2）日本文化用品安全試験所の運営に協力した。

（3）流通システム開発センターの流通システム事業に協力した。

（4）日本文具財団（日本文具資料館）の運営に協力した。

（5）日用品工業団体協議会の運営に協力した。

（6）日本環境協会のエコマーク事業に協力した。

（7）日本製紙連合会の違法伐採対策モニタリング事業に協力した。

（8）日本文具財団による文房至宝修祓の儀に参加協力した。

日 時：令和4年10月31日（月）11時

場 所：湯島天満宮

参加者：23人

3. 関係官庁及び関係機関の施策及び情報等の周知連絡

経済産業省及び環境省等関係官公庁の施策等に関する情報、関係団体からの各種情報について、電子メール等により会員各社に配信した。

〔5〕 その他、本会の目的を達成するために必要な事業（定款第4条第7項事業）

1. 全文協団体PL保険制度の管理・運営

当協会が損害保険会社に管理・運営を委託している団体PL保険制度について、会員企業への加入斡旋を行うとともに、同保険制度に係る事務処理を行った。

委託先損害保険会社 損害保険ジャパン(株)

保険期間 令和4年7月1日～令和5年6月30日（毎年更新）

団体PL保険契約状況 契約企業 15社



## 2. ホームページによる情報提供

### (1) ホームページによる情報提供を行った。

一般消費者及び事業者を対象に、会員企業情報、文具業界及び文具製品に関する情報、SDGs対応基本方針、プラスチック使用「文具・事務用品」設計ガイドライン、グリーン購入法（文具類）の手引き及び貿易統計等に関する情報を提供した。併せて定款、事業報告書、貸借対照表等のディスクロージャー情報を掲載した。

### (2) ホームページのセキュリティ強化のため、Secure Sockets Layer（SSL）証明書を取得するとともに、利用しているサーバーの老朽化及びオペレーティングシステムのサポート終了に伴い、ホームページを安全性が高いサーバーに移転した。

<https://www.zenbunkyo.jp>

## 3. (一社)東京文具工業連盟の業務受託

(一社)東京文具工業連盟の業務を受託し、連盟事務局の運営と事業の遂行をはかった。

## 4. 消費者問合せ窓口

消費者等対応窓口を設置し、国内外の消費者及び消費者団体等からの文具製造企業及び文具等に関する各種問い合わせ等に対応した。

## 5. 公益目的支出計画の管理状況

### (1) 令和3年度公益目的支出計画実施報告書の提出

令和3年度の公益目的支出計画実施報告書を、令和4年6月29日に内閣府公益認定等委員会に提出した。

### (2) 令和4年度公益目的支出財産の管理

当協会は、国が実施する公益法人制度改革に伴い、平成25年4月1日に社団法人から一般社団法人に移行し、移行時の正味財産全額を公益目的事業に充当するための公益目的支出計画を内閣府に提出し、以降10年間にわたり公益目的支出計画に沿って公益目的事業を推進してきたところ、令和5年3月31日に、公益目的支出総額が移行時の公益目的財産残額を上回ったため、令和4年度をもって公益目的支出計画は完了した。

令和4年度の公益目的支出額は、7,815,612円、一般社団法人への移行時（平成25年4月1日）の公益目的財産額80,796,491円、令和4年度までの10年間の公益目的支出累計額は85,787,054円となった。

## 6. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応

令和5年10月より施行される適格請求書等保存方式（インボイス制度）における「適格請求書発行事業者」の登録を完了した。

登録番号 T4010505000060

## Ⅱ 総務関係

### 〔1〕 会員の移動状況

区 分	期 首	期 中 異 動		期 末
	会 員 数	入 会	退 会	会 員 数
正会員（法人）	60	0	0	60
正会員（団体）	2	0	0	2
賛助会員	3	0	0	3
合 計	65	0	0	65

### 〔2〕 諸会議

#### 1. 第10回定時総会

開催日時 令和4年6月27日（月）15時

開催方法 オンライン開催

議 案 令和3年度事業報告並びに同決算報告承認の件  
令和3年度公益支出計画実施報告書承認の件  
令和4年度事業計画（案）並びに同予算（案）承認の件 他

#### 2. 令和4年度第1回理事会

開催日時 令和4年5月30日（月）12時

開催方法 オンライン開催

議 案 令和3年度事業報告並びに同決算報告承認の件  
令和3年度公益目的支出計画実施報告書承認の件 他

#### 3. 令和4年度第2回理事会

開催日時 令和5年2月6日（月）12時

開催場所 東京文具共和会館 2階C会議室

議 案 令和5年度事業計画（案）並びに同予算（案）承認の件 他

#### 4. 監査会議

開催日時：令和4年5月10日（火）13時

開催方法：オンライン開催

監査事項：令和3年度事業報告並びに同決算報告に関する監査  
令和3年度公益目的支出計画実施報告書に関する監査

5. 委員会及び部会を44回開催した。

6. 関係官庁及び関係諸団体との会議を18回開催した。

【別表1】国内出荷量における特定調達物品（文具類）の数量及び占有率の推移

調査対象品目 (単位)	内訳	調査対象年度（2021年4月～2022年3月）				
		2021	2020	2019	2018	2017
シャープペンシル (千本)	国内出荷量	42,665	37,389	56,781	54,075	61,715
	特定調達物品	9,355	8,950	12,476	13,591	14,842
	占有率	21.9%	23.9%	22.0%	25.1%	24.0%
シャープペンシル替芯 (百万個)	国内出荷量	1,177	981	1,313	1,349	1,727
	特定調達物品	482	525	681	711	750
	占有率	41.0%	53.5%	51.9%	52.7%	43.4%
ボールペン (千本)	国内出荷量	613,909	528,622	623,591	638,681	684,128
	特定調達物品	145,267	110,952	166,696	167,405	175,781
	占有率	23.7%	21.0%	26.7%	26.2%	25.7%
マーキングペン (千本)	国内出荷量	439,555	433,765	512,004	503,071	500,657
	特定調達物品	93,285	94,665	105,426	107,657	114,245
	占有率	21.2%	21.8%	20.6%	21.4%	22.8%
紙製ファイル (千冊)	国内出荷量	131,360	129,223	147,752	152,038	151,378
	特定調達物品	113,895	110,927	126,233	129,758	132,531
	占有率	86.7%	85.8%	85.4%	85.3%	87.5%
プラスチック製ファイル (千冊)	国内出荷量	101,905	81,997	89,290	89,129	87,389
	特定調達物品	42,763	40,959	43,600	44,485	45,043
	占有率	42.0%	50.0%	48.8%	49.9%	51.5%
紙製バインダー (千冊)	国内出荷量	1,131	1,379	1,571	1,718	1,790
	特定調達物品	1,122	13,64	1,546	1,683	1,753
	占有率	99.2%	98.9%	98.4%	98.0%	97.9%
プラスチック製 バインダー (千冊)	国内出荷量	6,903	6,084	6,587	6,557	6,460
	特定調達物品	4,643	4,778	5,161	5,157	5,245
	占有率	67.3%	78.5%	78.3%	78.6%	81.2%
定規 (千個)	国内出荷量	764	1,007	1,034	947	1,025
	特定調達物品	259	326	159	171	184
	占有率	33.9%	32.4%	15.3%	18.1%	18.0%
ステーブラー (千個)	国内出荷量	4,744	4,335	4,744	4,833	5,074
	特定調達物品	4,235	3,422	4,235	4,141	4,460
	占有率	89.3%	78.9%	89.3%	85.7%	87.9%

【別表2】国等の機関による特定調達物品（文具類）の調達量の推移（抜粋）

調査対象品目	調査対象年度（2021年4月～2022年3月）					
	単位	2021	2020	2019	2018	2017
シャープペンシル	千本	225	1,096	425	481	446
シャープペンシル替芯	千個	182	185	266	188	203
ボールペン	千本	1,687	8,557	1,948	2,202	2,025
マーキングペン	千本	1,853	1,871	2,049	1,994	2,045
鉛筆	千本	692	8,029	696	991	828
スタンプ台	千個	45	51	48	52	50
ゴム印	千個	716	685	847	654	740
事務用修正具（テープ）	千個	132	147	161	188	189
消しゴム	千個	299	1,177	517	583	439
クラフトテープ	千個	165	168	156	155	153
両面粘着紙テープ	千個	98	117	131	118	127
のり（固形）	千個	304	316	332	359	352
のり（テープ）	千個	331	344	370	430	377
OAクリーナー	千個	105	127	81	78	75
ファイル	千冊	11,741	12,784	12,557	12,562	13,680
バインダー	千冊	508	497	529	502	538
ファイリング用品	千個	3,007	4,613	6,606	5,485	4,586
封筒	千枚	138,349	201,420	315,083	209,245	227,171
ノート	千冊	374	432	411	472	520
けい紙・起案用紙	千個	177	182	175	272	200
付箋紙	千個	4,236	4,172	3,843	4,243	4,446
インデックス	千個	1,618	1,179	1,523	1,744	1,802
タックラベル	千個	1,469	838	820	1,059	1,272
チョーク	千本	463	460	921	962	870
カードケース	千個	381	422	384	434	453
定規	千個	173	909	52	59	100
ステープラー	千個	67	93	65	72	69
はさみ	千個	55	54	53	61	54
カッターナイフ	千個	44	50	46	49	47

【別表3】国等の機関によるグリーン購入の実施による環境負荷低減効果

1) プラスチック使用削減量の試算

(単位：t)

調査対象品目	調査対象年度（2021年4月～2022年3月）				
	2021	2020	2019	2018	2017
筆記具類	12.7	32.4	14.8	15.4	15.0
プラスチック製ファイル・バインダー	89.9	100.2	96.8	97.0	105.0
定規・ステープラー	3.1	13.3	1.6	1.7	2.2
その他のプラスチック製文具	146.0	158.9	133.5	147.5	149.0
合 計	251.7	304.8	246.7	261.6	271.2

注) グリーン購入法施行前の2000年度における特定調達物品等の市場占有率と各年度において国等が調達した特定調達物品等の調達率の差から、原材料として使用されるプラスチックの削減量を試算。

2) 焼却した場合のCO2排出量削減量の試算

(単位：t-CO2)

調査対象品目	調査対象年度（2021年4月～2022年3月）				
	2021	2020	2019	2018	2017
筆記具類	35.2	94.4	40.8	42.5	41.5
プラスチック製ファイル・バインダー	249.0	277.0	268.0	267.0	290.0
定規・ステープラー	8.6	36.7	4.1	4.6	6.1
その他のプラスチック製文具	404.0	439.0	369.0	408.0	411.0
合 計	696.8	847.1	681.9	722.1	748.6

注) 再生プラスチックとしてリサイクルされずに焼却処理された場合に排出される二酸化炭素の量を試算。